

地域安全ニュース

痴漢・盗撮は、重大な犯罪です

～被害に『遭ったら』『見たら』勇気を出して助けを求めましょう～

痴漢や盗撮は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。特に、通勤・通学で利用する電車内での被害が多く、被害後に学校に行けなくなったり、電車に乗ることができなくなったりするなど、その後の被害者の生活にも影響を及ぼすこともあります。

もし、被害に遭ってしまった場合は、我慢せず勇気を出して周りの人に助けを求めましょう。声が出せないときは、スマートフォン等に『たすけて』と表示して、近くの人に助けを求めましょう。

被害防止対策

- 夜道を歩くときは、人通りの多い道や明るい道を歩くようにし、『携帯電話を操作しながら』『音楽を聴きながら』などの『ながら歩き』は周囲の状況がわかりにくくなるのでやめましょう。
- 家が近くても気を緩めず、後をつけられているなど不安に思うときは、近くのコンビニエンスストアなどに逃げ込み、助けを求めるか、110番通報をしましょう。
- エレベーター内では、非常ベル等のボタンが押せる場所に立ちましょう。

【防犯アプリのご紹介】

スマートフォン等で『警視庁デジポリス』と検索すると防犯ブザーや痴漢撃退用の防犯システムが装備された無料アプリが入手できます。いざというときのため、このアプリを活用してみたいはいかがでしょうか。

岡山武警察署生活安全課 ☎0475-82-0110(代表)

消費生活ナビ No.155

「契約変更しませんか」突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意！

「料金が安くなる」などといったセールストークで契約を勧める電気・ガスの小売り事業者や、大手電力会社の関係者と偽って営業したり、目的を告げずに「検針票を見せてほしい」という事業者が見受けられます。

突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、契約内容等をしっかりと確認し、名前や年齢等の個人情報を探ねられても安易に伝えないようにしましょう。

また、訪問販売では契約から8日以内であればクーリング・オフができる場合もあるため、少しでも不安に感じたら、早めに町消費生活相談室へご相談ください。

岡消費生活相談室 毎週火曜日 午前10時～午後4時
☎84-1233



商工会伝言板

小規模事業者持続化補助金 【事業計画書作成講座】のご案内

小規模事業者等が経営計画を策定し、販路開拓の取り組みを支援する小規模事業者持続化補助金の【事業計画書作成講座】を開催します。

講座内では、申請時の注意点や経営計画書の作成方法などを計4回に分けて解説し、補助事業の採択を目指します。参加を希望する方は、町商工会までお申し込みください。

と き 6月27日(木)、7月4日(木)・18日(木)・25日(木)
計4回 午後5時～7時

ところ 町商工会館(横芝644-3)

申岡町商工会 ☎82-0434



▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です